

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第四十五号

##### 広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。  
別表採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号。以下この項において「法」という。）  
の項中「法第三十二条の四第一項第五号ロ」を「法第三十二条の四第一項第六号ロ」に改  
め、同表砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号。以下この項において「法」という。）  
の項中「法第六条第一項第五号ロ」を「法第六条第一項第六号ロ」に改める。

##### 附 則

この条例は、平成二十七年十二月二十六日から施行する。